

大阪市告示第1810号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市舞洲障害者スポーツセンターについて、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市障害者スポーツセンター条例（平成17年大阪市条例第119号）第20条前段の規定に基づき公告する。

令和7年12月26日

大阪市長 横山英幸

1 施設の名称

大阪市舞洲障害者スポーツセンター

2 指定管理者

大阪市天王寺区東高津町12番10号

社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

（福祉局障がい者施策部障がい福祉課）